

第2号様式

インターネット上の自殺予告に係る対処要領の改定について（概要）

（令和6年3月15日 鹿サ対第19号ほか）

本通達は、本県におけるインターネット上の自殺予告に係る対処要領について、必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 本対処要領の目的
- 事案発生時の措置

等である。